

＜受講生募集のご案内＞ 東南村山地区 【K015Y15】

CADオペレーター科

11月29日開講

CADの操作を習得し、資格にチャレンジ!

【目標資格】

初級CADトレース技士

製造、建築、土木、電気、アパレルなどの分野において必要な製図の知識を身につけ、CADの操作技術習得を目指す訓練です。
この機会にスキルアップし、再就職を目指しませんか。

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訓練期間 | 平成23年11月29日(火)～平成24年2月28日(火) 3ヶ月間 訓練時間 9:10～15:50 (基本時間) 休日は、原則として土、日、祝日、年末年始です。 |
| 訓練場所 | 株式会社 リカノス 〒990-2473 山形市松栄一丁目3-8 山形県産業創造支援センター内 (裏面の『地図』参照) TEL: 023-676-8811 FAX: 023-676-8821 |
| 定員 | 20名(最少催行人数 15名) |
| 受講対象者 | 公共職業安定所に求職の申込みをした方で職業に必要な技能、知識を習得して再就職することを希望し、公共職業安定所長の受講指示又は受講推薦を受けた方 |
| 受講料 | 無料です。 ただし、テキスト代及び職業訓練生総合保険料として約10,000円、並びに検定受験料は個人負担となります。 |
| 募集締切日 | 平成23年11月4日(金) |
| 申込方法 | 求職申込をしている公共職業安定所の担当者に相談してください。手続きは、あなたの住所又は居所を管轄する公共職業安定所で行ってください。 |
| 説明会 | 日時: 平成23年11月11日(金) 午前10時から(時間厳守) ※開始10分前までに受付を済ませてください。 場所: 山形職業能力開発専門校(裏面地図参照) 内容: 訓練内容の説明と適性検査を行います。 持ち物: 筆記用具(鉛筆・ボールペン等)を持参してください。 |

【お問合せ先】

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課

〒990-2473 山形市松栄二丁目2-1

TEL 023-644-9227 FAX 023-644-6850

ホームページ <http://www.yamagatanoukai.jp/>



【訓練概要】 WindowsXP、AutoCADLT2011、MicrosoftOffice2007 を使用します。

| 科目 | 科目内容 |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| コンピュータ基礎 | コンピュータの動作原理、周辺機器・OSの基礎知識、インターネットの活用 |
| JIS製図規格基礎 | 製図一般、製図の基本原則、製図における図形の表現方法 文字、線、寸法等の規格、投影法、正投影、第一角法と第三角法 |
| CAD基本操作実習 | 基本コマンド操作、効率の良い図面作成、スタイル等主要な設定 |
| 機械製図基礎 | 機械製図の基本、機械CAD製図基礎、寸法公差・幾何公差、材料記号 |
| 建築製図基礎 | 建築製図の基本、建築CAD製図基礎、建築法規 |
| 就職支援 | ビジネスマナー、面接対策、履歴書・職務経歴書作成、個別の就職指導 |

【説明会場】

期 日：11月11日（金）
場 所：山形県立山形職業能力開発校
山形市松栄2-2-1
時 間：午前10時より（時間厳守）
※ 駐車場有り

【訓練会場】

場所：株式会社リカノス
住所：山形市松栄1-3-8
山形県産業創造支援センター内
電話：023-676-8811
※ 駐車場有り



【ご相談・お申込窓口】

| | | |
|------------|--------------------------|--------------|
| 山形公共職業安定所 | 〒990-0813 山形市桧町 2-6-13 | 023-684-1521 |
| 米沢公共職業安定所 | 〒992-0012 米沢市金池 3-1-39 | 0238-22-8155 |
| 新庄公共職業安定所 | 〒996-0011 新庄市東谷地田町 3-4 | 0233-22-8609 |
| 長井公共職業安定所 | 〒993-0051 長井市幸町 15-5 | 0238-84-8609 |
| 村山公共職業安定所 | 〒993-0034 村山市楯岡五日町 14-30 | 0237-55-8609 |
| 寒河江公共職業安定所 | 〒991-8505 寒河江市西根石川西 340 | 0237-86-4221 |

★ 雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。

★ 雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための制度です。

詳しくは、求職のお申込みをしている公共職業安定所にご相談ください。